

「中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の  
支払い猶予及びその負担軽減に関する法律案」の概要  
（「事業者家賃支払い支援法」）

令和2年4月28日

1. 対象

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により売上が令和2年2月以降の一月で対前年比20%以上減収となった中小企業者等
- 中堅企業者（資本金10億円以下）、個人事業主、NPO、社団等を含む（持続化補助金の対象全てを念頭）
- 対前年比がとれない新規事業者、開業前だが家賃負担が発生している事業者も含む

2. 支払い猶予

- 日本政策金融公庫に申請し、要件に合致する中小企業者等の、20%減収となった月以降の賃料債務の全部又は一部を代位弁済する。
- 猶予期間は政令で規定。1年間が念頭だが延長可能。

3. 求償権の放棄

- 公庫の求償権については、社会経済情勢や当該事業者の事業状況等を考慮し、適切に行使又は放棄。

4. 家賃減額支援

- 賃貸人が中小企業者等の賃料債務を減額した場合、賃料債務の減額分の一部を補助する等、国は財政上の措置を講ずる。

5. 必要経費

- 20%減収となる中小事業者等が6割程度とすると、全ての対象者が申請した場合、1年間で約5兆円。